

研究所等関係機関長 各位

本学専任教育職員以外の科研費応募・受給資格付与にかかる要件について

研究政策・企画担当 鈴木 誠
研究委員長 北尾 泰幸

見出しの件につきまして、この度、研究政策・企画会議及び研究委員会において以下の基準を定めましたので、ご連絡いたします。今後本学から科研費への応募・受給を希望する場合、以下の要件を満たした場合、研究委員会の議を経て、本学からの応募・受給資格を付与するものいたしますので、ご確認のほどお願いいたします。

本学から科研費への応募・受給を希望する場合、日本学術振興会が定める要件に加え、応募または受給時点において、以下の①～④のいずれかの条件を満たす必要がある。

① 本学（愛知大学）と雇用契約がある研究者および日本学術振興会特別研究員

※客員教員、契約教員、嘱託助教、任期の定めのある特任教員、PD（ICCS 研究員等）、日本学術振興会特別研究員が該当する。

② 本学を退職した専任教員（※）で、応募・受給時点において本学の研究所・研究センター等（以下、「研究所」という。）に客員研究員等として在籍している研究者（※ 任期の定めのない特任教員を含み、嘱託助教および任期の定めのある特任教員は含まない）。

③ 本学（愛知大学）と雇用契約はないが、本学の研究所に客員研究員等として在籍し、当該研究所に関連する研究活動実績を有し、かつ本学を基盤として研究課題を実施する研究者。ただし、応募資格については、上記に加えて応募時点において当該研究所に1年以上在籍している者。

※応募・受給しようとする研究課題が申請者本人もしくは本学の研究所が主体（研究所所属の本学教員が研究代表者）となって行うものであること。

④ ①～③の要件には該当しないが、研究委員会において科研費申請・受給が真に必要であると判断した者。

【経過措置】

応募資格については、2027年度科研費応募から適用するものとする。ただし、受給資格については、現在受給中の研究課題の終了まで現在の取扱いを継続する。

以上